一般社団法人粉体粉末冶金協会　著作権規程

（目的）

第１条　この規程は，一般社団法人粉体粉末冶金協会（以下「本会」という.）の事業において創作された著作物に係る著作権に関する保護と利用，著作者の責任，紛争処理について定めるものである.

（用語）

第２条　この規程において用いられる用語は日本国の著作権法により規定されている．なお，以下に記す「文書」には，文章，図，表，写真，動画等を含むものとする.

（本規程が適応される著作物）

第３条　この規程による著作財産権および著作者人格権に係る著作物は次のものとする.

（１）本会が発行する「一般社団法人粉体粉末冶金協会誌　粉体および粉末冶金」（以下「協会誌」という.）に掲載された論文および記事などすべての文書等

（２）本会が発行する各春秋大会の講演概要集に掲載された文書等

（３）本会が開催するシンポジウム，国際会議等の論文集に掲載された文書等

（４）本会が開催するセミナー，講座の各テキストなどに掲載された文書等

（５）本会が発行する技術研究報告集などに掲載された文書等

（６）上記の著作物を DVD，CD-ROM 等記録媒体で作成したもの，および J-Stage，Confit 等公衆送信で提供するもの

（７）本会が運営するホームページで提供するコンテンツ

（８）本会のロゴマーク

（９）その他本会が発行する文書

（著作権の帰属）

第４条　本会の編集著作物及び個別の著作物の著作権は，国内外の別を問わず，原則として本会に帰属する.

２．特別な事情により前項の原則が適用できない場合，著作者は，当該著作物の投稿または寄稿時に，その旨を本会あてに申し出るものとする．その場合の著作権の取扱いについては，著作者と本会との間で協議の上措置する.

（著作権の譲渡）

第５条　第３条（１）に規定された著作物に係る著作権は，掲載が決定された段階で定められている著作権譲渡書により代表著作者から本会へ譲渡される.

２．前項の著作権の譲渡に際して，代表著作者以外の共同著作者は著作権の譲渡に関して代表著作者に委任することができる.

３．第３条の（２）～（７）においては，編集著作物の著作権及びデータベース著作物の本会への著作権の譲渡は，編集著作者及びデータベース著作物の著作者が本規程で定める本会の著作権に関する内容を確認し，本会に著作物を投稿または寄稿し，当該著作物を本会が受領した段階で成立するものとする.

（著作者による利用）

第６条　本会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対し，

本会はこれを異議申し立て，もしくは妨げることはしない．

2．協会誌掲載の論文等は，クリエイティブ・コモンズ Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International (CC BY-NC-ND 4.0)（表示－非営利－改変禁止）ライセンス（CC ライセンス）に従って，その利用を認めることとし，本会への二次利用許諾の申し出は免除される．著作者が自己の論文等の著作物を利用する場合，利用された複製物あるいは著作物中に本会の著作物にかかる出典を明記するものとする．但し，営利目的での利用については，著作者は事前に本会に申し出を行い，許諾を得るものとする．

3．論文等のうち，本会が査読の上協会誌への採録を決定して最終原稿を受領したものおよび会誌記事については，著作者は他の学協会に投稿することはできない．なお，春秋大会等の概要については，研究の途中成果とみなし，著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため論文化し，投稿することに対して，本会は本会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学協会等に対し異議申し立てを行わない．

4．著作者は，投稿した論文等について、著作者個人の Web サイト（著作者所属組織のサイトを含む．以下同じ.）において掲載する場合は、第 2 項に準じる．掲載に際して、下記の表示を行う．

ⅰ）本論文の著作権は、粉体粉末冶金協会に帰属する．

ⅱ）「粉体および粉末冶金」**巻**（出版年(西暦)）最初頁－最終頁.

ⅲ）https://doi.org/10.2497/jjspm.XX.XXX　＜当該論文の DOI＞

（第三者への利用許諾）

第 7 条　第三者から著作権の利用許諾要請があった場合，本会において審議適当と認めたものについては，要請に応ずることができる．協会誌掲載の論文等は，前条第 2 項に準じる．

2．前項の規定は著作物の利用を許諾した第三者が，著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される．

3．第三者は，前条第 2 項の措置を取らなければならない．

4．本会は，協会誌掲載論文を営利目的で利用する場合の利用許諾する権利の運用を外部機関に委託することができる．

5．前項の措置によって第三者から本会に対価の支払いがあった場合には，本会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する．

（著作者の責任および紛争処理）

第 8 条　本会が著作権を有する著作物の内容については，著作物の著作者自身が責任を負うものとする．

2．本会が著作権を有する著作物について第三者の著作権の侵害，名誉毀損またはその他の紛争が生じた場合には著作者自身が責任をもって処理に当たるものとする．

（例外的取扱い）

第 9 条　他学協会との共催行事等において別段の取り決めがあるときは，本規程に優先されるものとする．また，著作権譲渡書の提出を受けていないホームページ内の記事や行事で配られる配布資料（販売対象とはならない資料）などは，本会著作物とみなさず，原則として著作者に著作権があるものとする．

（既発行の著作物の取扱い）

第 10 条 本規程の施行前に本会が著作権を有する著作物については，著作者から別段の申し出があり，本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き，この規程を準用する．

（規程の改廃）

第 11 条 この規程の改廃は，理事会の承認を得て行う．

（附則）

１．本規程は，2019 年 9 月 4 日理事会承認.

２．本規程は，2019 年 4 月 1 日より施行する．

３．本規程一部変更，2022 年 12 月 22 日理事会承認.